

## 問題

別紙の「新たな海洋立国の実現に向けて ー平成20年度施策（概算要求関連）の概要ー」を参考にして「海を通して世界を知る」という本校のポイントをおさえて、海洋についてのあなたの興味・関心のある課題を、別紙プリントから選び出さない。そしてそのことについてあなたの知っていることを述べ、そのテーマについてあなたがなぜ興味・関心を持ったのか、そのテーマに関して自分は今後どのように行動していきたいのかなどについて、あなたの考えを600字以内で述べなさい。

(別紙「新たな海洋立国の実現に向けて ー平成20年度施策（概算要求関連）の概要ー」は首相官邸ホームページより抜粋)

20年度入学生問題

# 新たな海洋立国の実現に向けて—平成20年度施策(概算要求関連)の概要—

## 背景

- ・ 人類共通の財産である海洋について、国際的協調の下に施策を展開することが必要(国際協力)
- ・ 持続的利活用のために、海洋環境への配慮や海上の安全確保が必要(守る)
- ・ 未解明な部分が多い海洋の適切な利用のために、知見の集積が必要(知る)
- ・ 我が国経済社会の発展のため、海洋の開発及び利用が必要(利用する)

海洋基本法の成立(本年4月) 施行(本年7月)

## 海洋基本計画の策定(平成20年1月頃) —海洋施策推進のための中期的指針—

### 平成20年度における主要施策

予算額については、  
H20概算要求額(H19予算額)

海洋関連概算要求額の合計：1兆4,534億円(1兆4,049億円)

#### 海洋を利用する

- ① 海洋産業の振興等による安定的な海上輸送の確保
- ② 排他的経済水域等における水産・鉱物資源の積極的な開発・利用 等

- 海運の国際競争力強化、日本船・日本人船員の確保・育成【法律・税制改正を含む】
- スーパー中核港湾の整備
- 漁業経営体の経営力向上の促進 等

合計：4,470億円(3,801億円)

#### 海洋を知る

- ① 海洋の開発・利用・保全のための海洋状況把握
- ② 海洋科学技術に関する研究開発の推進 等

- 石油・天然ガス賦存状況の調査
- 海洋の観測・情報の提供等の推進
- 科学技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及 等

合計：1,105億円(1,013億円)

#### 海洋を守る

- ① 海上の安全・治安の確保
- ② 離島の保全
- ③ 海洋環境の保全
- ④ 災害の未然防止 等

- 巡視船艇・航空機等の整備
- 離島の保全、住民の生活基盤の整備
- 漂流・漂着ゴミ対策 等

合計：8,932億円(9,211億円)

#### 国際協力

- ① 海洋に関する国際的な連携の確保
- ② 海洋について国際社会への積極的な貢献 等

- 海洋の生物多様性保全に関する協力
- 漁業資源の持続的利用に関する協力
- 海上における犯罪取締りに関する協力 等

合計：27億円(25億円)

新たな海洋立国の実現

(注) 海洋施策分を特定できない予算を含まない

## 問題

下記の文章を参考にして「海を通して世界を知る」という観点から、海洋についての課題を設定し、その課題についてのあなたの考えを600字以内で述べなさい。

海はどの国の船も自由に航行できる「公海」と、沿岸国の主権<sup>①</sup>がおよぶ「領海」という2つの考え方に分けられます。領海をめぐっては、3海里<sup>かいり</sup>（約5.6km）や12海里（約22.2km）など、国によってどの範囲までを指すのか統一した決まりがなく、しばしば紛争の原因となりました。1930年、国際連盟は会議を開き、領海の範囲の統一を目指しましたが、調整がつかずに失敗しています。

その後、1958年からの第1次、1960年からの第2次、1973年から1982年までの第3次の国連海洋法会議が続けられました。そして、ようやく1982年12月に採択<sup>さいたく</sup>され、1994年11月に発効<sup>はっこう</sup>したのが「国連海洋法条約」です。

この条約によって決められた内容の主な点は、次のようなものです。

- ・ 領海の幅は12海里以内とする。
- ・ 沿岸国は200海里までの排他的経済水域を設定することができ、その中にある魚などの生物資源、鉱物などの非生物資源の探査と開発について、沿岸国の権利が認められる。
- ・ 海洋環境の保護について国家の権利と義務を規定し、沿岸国の管轄権<sup>かんかつ</sup>を強化する。
- ・ 平和的目的の海洋の科学調査について、国際協力を進める。

この条約は、「排他的経済水域」という公海でも領海でもない水域を設定し、沿岸国にその中の資源の開発などを認めるかわりに、資源の管理と海洋汚染防止の義務を負わせている点に特徴があります。

また、海洋に関するすべての問題をひとつの条約の中にまとめた点で、世界の新しい海洋秩序の体系化に大きく貢献するものと、評価されています。

(財団法人 日本海事広報協会のホームページより抜粋)

19年度入学生問題